

長野県関係国会議員との懇談会について

1 日 時

平成 30 年 5 月 21 日 (月) 15:30～16:30

2 場 所

都道府県会館 1 階 「101 会議室」

3 出席者

(1) 県関係国会議員

自由民主党 5 名、国民民主党 2 名、公明党 2 人、立憲民主党 1 人、
日本共産党 1 名 無所属 1 名 計 12 名 (※本人出席のみ)

(2) 県及び市町村関係者

知事、長野県議会議長、長野県市長会会長、長野県市議会議長会会長、
長野県町村会会長、長野県町村議会議長会会長 ほか

4 懇談内容

(1) 県政の重要課題について

(別添「平成 31 年度国の施策並びに予算に対する提案・要望」による)

(2) 意見交換

5 その他

懇談会に先立ち、県内地方六団体の代表から、関係省庁への提案・要望を実施

- ・ 文部科学省 地域との連携等による「学び」の推進について
- ・ 農林水産省 多様な農業展開を支える農業農村整備事業の着実な推進について
- ・ 国土交通省 ① 本州中央部広域交流圏の形成について
② 公共交通の充実について
- ・ 総務省 地方財源の確保と地方創生の推進について

平成30年度県関係国会議員との懇談会 出席予定者名簿

平成30年5月21日（月） 15:30～16:30
 （都道府県会館 1階「101会議室」）

政 党		氏 名	備 考
自由民主党 (5名)	衆議院議員	後 藤 茂 之	4区
		宮 下 一 郎	5区
		務 台 俊 介	比例区
	参議院議員	吉 田 博 美	H25選挙区
		宮 島 喜 文	H28比例区
国民民主党 (3名)	衆議院議員	篠 原 孝	1区
		下 条 み つ	2区
	参議院議員	羽 田 雄一郎	H25選挙区
公明党 (2名)	衆議院議員	太 田 昌 孝	比例区
	参議院議員	平 木 大 作	H25比例区
立憲民主党(1名)	参議院議員	杉 尾 秀 哉	H28選挙区
日本共産党(1名)	参議院議員	武 田 良 介	H28比例区
無所属(1名)	衆議院議員	井 出 庸 生	3区
長野県	知事	阿 部 守 一	
長野県議会	議長	鈴 木 清	
県市長会	会長	小 口 利 幸	塩尻市長
県市議会議長会	会長	小 林 治 晴	長野市議会議長
県町村会	会長	藤 原 忠 彦	川上村長
県町村議会議長会	会長	久保田 三 代	野沢温泉村議会議長

別添

平成31年度国の施策並びに 予算に対する提案・要望

平成30年5月

長野県 長野県議会

長野県市長会 長野県市議会議長会

長野県町村会 長野県町村議会議長会

日頃、長野県及び県内市町村の行財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本県におきましては、新総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 2.0」を策定し、地域に根付く「学びと自治の力」を最大限発揮し、県と市町村が協働し地域の個性・魅力を活かした施策の推進に取り組んでいく所存です。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、人口減少対策、地域経済の活性化、安全安心な社会の実現など様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げます。

あわせて、本県の切実な課題を踏まえ、次のとおり提案・要望いたしますので、平成 31 年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年(2018 年)5 月

長野県知事 阿部 守一

長野県議会議長 鈴木 清

長野県市長会長 小口 利幸

長野県市議会議長会長 小林 治晴

長野県町村会長 藤原 忠彦

長野県町村議会議長会長 久保田 三代

提 案 ・ 要 望 事 項

- 1 地方財源の確保と地方創生の推進について 1
(内閣府、総務省)
- 2 地域との連携等による「学び」の推進について 3
(文部科学省、財務省、総務省)
- 3 多様な農業展開を支える農業農村整備事業の着実な推進について 5
(農林水産省、財務省)
- 4 林業の成長産業化に向けた支援の充実について 7
(農林水産省、林野庁)
- 5 郷学郷就の産業人材の育成・確保支援について 9
(内閣府、文部科学省、林野庁、内閣官房)
- 6 世界を魅了する観光地域づくりの推進について 11
(国土交通省、観光庁、厚生労働省、総務省)
- 7 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における地方への
支援について 13
(内閣官房、総務省、文部科学省、文化庁、農林水産省、
国土交通省、観光庁)
- 8 持続可能な個性あふれるまちづくりの推進について 15
(国土交通省、財務省)
- 9 本州中央部広域交流圏の形成について 17
(国土交通省、財務省)
- 10 公共交通の充実について 19
(国土交通省、財務省、総務省)
- 11 社会資本の適切な維持管理に必要な予算の確保について 21
(国土交通省、財務省)

12	安全・安心な県土づくりについて	23
	(内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、経済産業省、 資源エネルギー庁、農林水産省、国土交通省、気象庁、 財務省)	
13	社会保障制度の充実について	25
	(厚生労働省)	
14	循環型社会形成推進交付金の予算確保について	27
	(環境省、財務省)	
15	子ども・若者が夢を持てる社会づくりについて	29
	(内閣府、厚生労働省)	

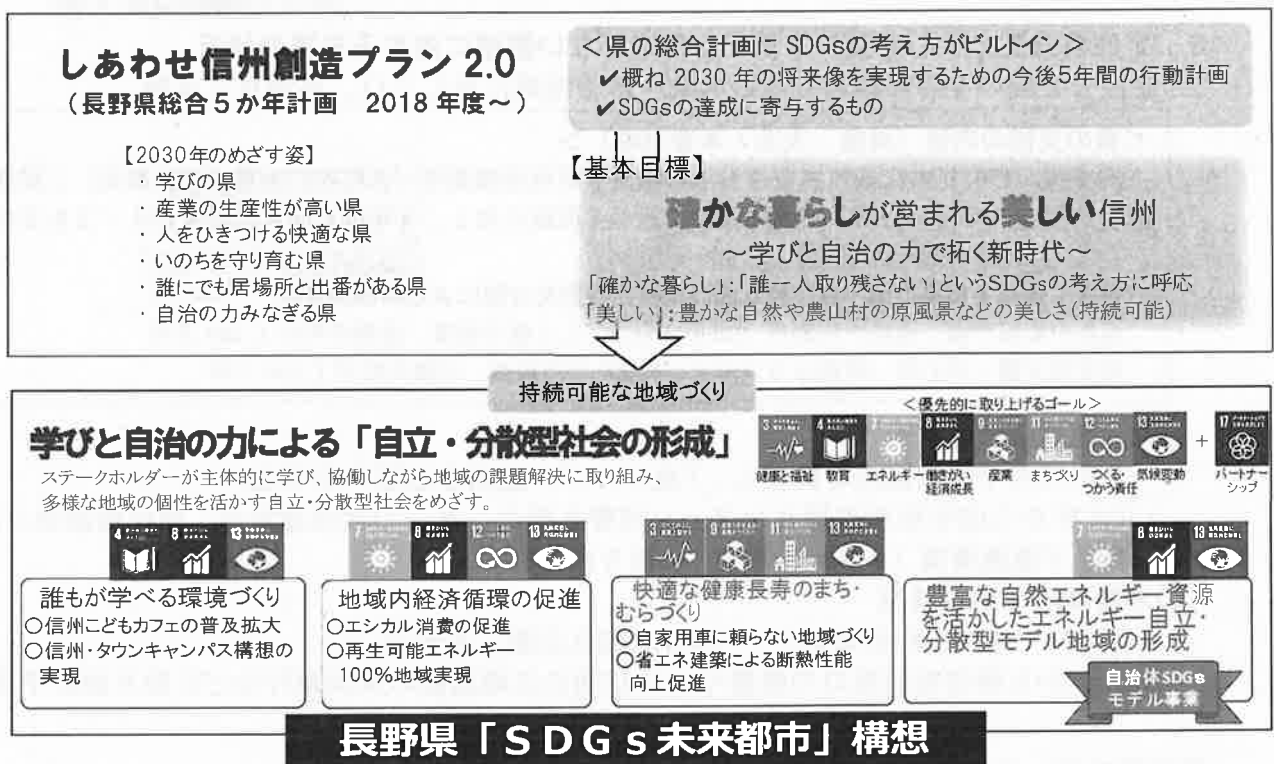
1 地方財源の確保と地方創生の推進について

【内閣府、総務省】

《提案・要望事項》

- 1 地方が安定的に財政運営を行えるよう、次の事項に取り組むこと。(総務省)
 - (1) 社会保障関係費が累増する中、地方は、給与関係経費などの削減により財源を捻出し、人づくりや子ども・子育て支援などの地方創生・人口減少対策、地域経済の活性化策や国土強靱化のための防災・減災対策などを実施してきた。
地方が、引き続き、地域や住民が必要とする行政サービスを十分担えるよう、2019年度以降の一般財源総額の適切な確保について「経済財政運営と改革の基本方針2018」*等に明記するとともに、必要額を確保すること。
 - (2) 本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう地方交付税総額の確保を図ること。
 - (3) 財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止すること。また、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。
- 2 地方創生の取組を着実に推進するため、地方の主体性を尊重し、次の事項に取り組むこと。(内閣府、総務省)
 - (1) 地方創生推進交付金について、確実に予算措置するとともに、地方公共団体が自由な発想のもと、施設整備も含めて地域の実情に応じた取組が行えるような制度にすること。
 - (2) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の認知度向上のための普及啓発等を積極的に行うとともに、SDGs達成に向けて取り組む地方公共団体に対して、継続的に財政措置を行うこと。
 - (3) 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む市町村に対する財政措置を創設すること。

《しあわせ信州創造プラン 2.0 とSDGs達成に向けた取組み》



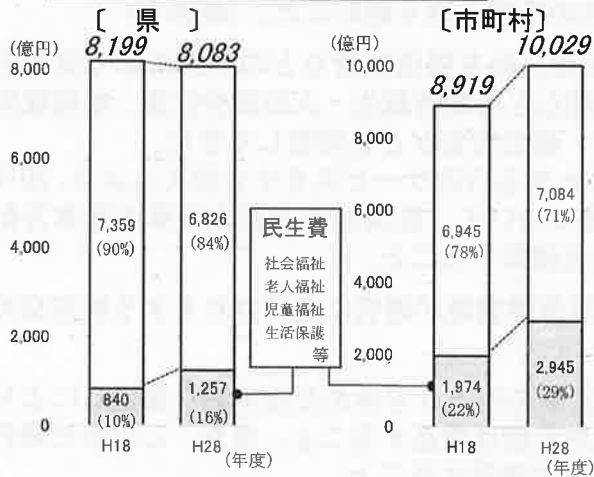
【長野県内の現況・課題】

*「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、平成 30 年度までの一般財源総額について、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされている。

1 県及び市町村の財政状況

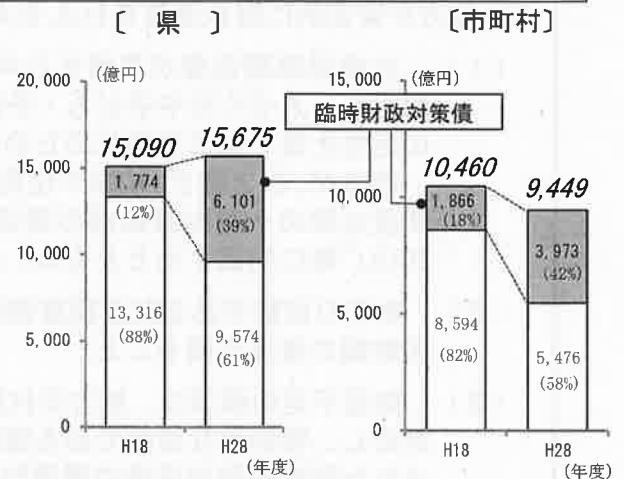
○普通会計における社会保障関係費

民生費は 10 年間で 1.5 倍に増加。



○地方債残高

臨時財政対策債の残高が大きな割合を占める。



<参考：平成 30 年度地方財政計画>

- 一般財源総額：62 兆 1,159 億円（平成 29 年度地方財政計画比 + 356 億円、+ 0.1%）
- ・ 地方交付税：16 兆 85 億円（" ▲3,213 億円、▲ 2.0%）
- ・ 臨時財政対策債：3 兆 9,865 億円（" ▲ 587 億円、▲ 1.5%）

2 地方創生推進交付金の状況

○課題：内容が類似する 2 種類の計画（交付金実施計画及び地域再生計画）を提出する必要があるなど手続きが煩雑であるほか、原則としてハード事業が総事業費の半分以下に制限されている。

○代表的な活用事例

- ・ 航空機産業集積化による地域イノベーションの創出
航空機システム関係の企業や研究開発機能が集積する「アジアの航空機システム拠点」を形成。



H27.11 に初飛行が成功した MRJ

3 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域に対する支援の状況

○定住自立圏の要件に該当しない大北・木曾地域に対しては、県独自に支援

<県の支援の内容（対象：大北・木曾地域）>

人的支援：市町村の広域連携を担当する職員を県現地機関等（大町市、木曾地域振興局）に配置
財政支援：市町村が締結した連携協約に基づく取組に対し、4 年間で限度に経費の 1/2 を交付（H30 年度県予算額）34,020 千円

（参考：連携中枢都市圏・定住自立圏の要件と特別交付税による財政措置）

連携中枢都市圏：連携中枢都市（20 万人以上）1.2 億円程度、連携市町村 1,500 万円
定住自立圏：中心市（原則 5 万人以上）8,500 万円程度、近隣市町村 1,500 万円

○大北地域の取組状況

- ・ 5 市町村で連携協約を締結し、「北アルプス連携自立圏」を形成。
- ・ H28 年から成年後見支援センター・消費生活センターの共同運営や、移住相談窓口連携など連携事業（8 分野 19 事業）に取り組んでいる。

○木曾地域の取組状況

- ・ 6 町村で連携協約を締結し、「木曾広域自立圏」を形成。
- ・ H30 年から移住相談窓口の設置や公共交通の広域路線の共同運行などに取り組む予定。

2 地域との連携等による「学び」の推進について

【文部科学省、財務省、総務省】

《提案・要望事項》

- 1 地域の専門人材を活用し、担任や教科担任に替わって英語の指導やプログラミング教育が行えるよう、教員免許状制度を弾力化し、一部専門科目に限っては特別非常勤講師が教科の全領域を教えることができるようにするとともに、専門教員の配置に係る定数改善を図ること。(文部科学省)
- 2 少子化等により学校単位での部活動には限界がある中で、地域で担う仕組みへと転換し子どもたちのスポーツ環境を保障するため、学校管理下と同等の事故補償ができるよう制度を拡充するとともに、指導者の人件費等、自治体が負担すべき経費に係る財政措置を講じること。(文部科学省)
- 3 厳しい経済状況に置かれた子どもの教育機会の均等を図るため、更なる支援を行えるよう、国において給付型奨学金の給付人数や給付額を拡充すること。(文部科学省)
- 4 学校施設整備が計画的かつ円滑に実施できるよう、学校施設環境改善交付金に係る必要な予算の確保と地方財政措置の拡充を図るとともに、補助単価を上げること。(文部科学省、財務省、総務省)

《学びの県づくり》

総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」では、子どもから大人まですべての県民が主体的に学び、個々の持つ能力を社会の中で発揮する「学びの県」を目指す。

生きる力と創造性を育む 教育の推進

(主な取組)

- 豊かな自然環境を活かした信州やまほいく(信州型自然保育)など幼児教育・保育を充実
- 信州の特性を生かした自然教育・野外教育の推進
- 信州創生を牽引する「高校改革～夢に挑戦する学び～」の推進
- 教育費の負担軽減と学びの支援

地域とともに取り組む 楽しい学校づくり

(主な取組)

- 学校と地域との協働活動による信州型コミュニティスクール
- 地域の文化、産業、自然などのかかわりの中で探究を深める「信州学」の推進
- 外部人材の活用による学校における働き方改革の推進

高等教育の振興による 知の拠点づくり

(主な取組)

- 大学改革や教育・研究の充実に取り組む県内大学等の支援
- 市町村と連携して東京圏の大学のサテライトキャンパスなどを誘致
- 大学が持つ様々な知見を活用するため、大学との連携協定締結を推進

【長野県内の現況・課題】

- 1 現在、一人の特別非常勤講師が教科の全領域を教えることができない。英語等の教育の質の向上を図るとともに、教員の働き方改革を進めるためにも、地域の専門的な知識を有する人材を、研修受講等の一定の条件の下、教科の全領域を教えることができる教員として認めるなど、地域人材を有効に活用できる仕組みづくりが必要。

<長野県の英語教員等の状況>

- ・英語専科教員の配置：20人（H30）
- ・英語免許状を所有する小学校教員：493人（小学校教員の7.8%のみ）（H29）

	対象者	手続き	教授範囲
教員免許所有者	教職課程修了者	—	教科の全領域
特別非常勤講師	当該領域の専門人材 (例：元英語教員、英検1級保持者等)	届出	一人の特別非常勤職員が教科の全領域を教えることはできない

- 2 中学校・高校の部活動は、少子化の影響による廃部・統合、専門性のある教員の不在等によりスポーツ環境が不十分。地域のスポーツクラブ等を受け皿としていきたいが、事故時の補償や財政負担等、学校管理下の部活動と比べて支障が多い。部活動は学校の教育活動の一環として行われるため、国の責任において、学校管理下と同等の事故補償ができるよう制度を拡充するとともに、自治体の負担に対する財政措置が必要。

	H29 顧問の担当競技経験の有無 (人：%)		H29 廃部や統合した 運動部数 (校・%)		日本スポーツ振興 センター災害共済	スポーツ安全協会 スポーツ安全保険
	中学校	高校	中学校	高校	保障対象	保障内容
経験なし	1,685 (60.2)	440 (41.3)	ある 15 (8.1)	12 (15.2)	学校管理下での 事故	医療費全額 給付期間10年
経験あり	1,116 (39.8)	625 (58.7)	ない 171 (91.9)	67 (84.8)	団体活動中の事故	入院4千円・通院1.5千円/日 給付期間180日
					保険料	1,495円/年 (別途公費負担金あり)
						1,850円/年 (公費負担金なし)

- 3 厳しい経済状況にある子どもの教育の機会均等の確保に向け更なる取組が必要。

- 高校等卒業後の進学率（長野県 H29.3）
高校等卒業生 77.1% ⇔ 児童養護施設等入所児童 18.9%
- 給付型奨学金受給者（全国）の状況
給付型奨学金の受給者 2万人 ⇔ 住民税非課税世帯の進学者 約6万人
※給付型奨学金の受給者は、非課税世帯の学生（1学年約6万人）の1/3に留まる
- 長野県独自の給付型奨学金の改善（H30～）
児童養護施設等入所児童に対する大学等奨学金において、新たに入学一時金（10万円）を創設
- 市町村住民税非課税世帯の給付型奨学金受給額

	給付型奨学金受給額（※）	学費及び生活費支出額(全学年平均)
国立大自宅	49万円/年	109万円/年
私立大下宿	73万円/年	249万円/年

※国（機構）及び長野県から併給する場合

- 4 事業採択率が低く、平成29年度未採択の事業が平成30年度においても引き続き未採択となっている状況。また、採択事業についても、補助単価は実施単価の5割程度に抑えられており、自治体の負担が増大。

高等学校の施設整備についても、老朽化対策、再編統合校整備、普通教室等への空調設備整備、トイレの洋式化などにより、今後、多額の財政需要が生じる見込み。

<学校施設環境改善交付金の採択状況>

(単位：件、%)

	要望	採択	不採択	備考
H29	39	29 (74.4%)	10 (25.6%)	6事業はH30も不採択
H30	91	24 (26.4%)	67 (73.6%)	

(県所管部局) 教育委員会、県民文化部

3 多様な農業展開を支える農業農村整備事業の着実な推進について

【農林水産省、財務省】

《提案・要望事項》

農業の競争力強化や農業・農村の持続的な発展を支える農業農村整備事業の着実な推進のため、次の取組に必要な当初予算の確保を要望する。

- 1 効率的な農業生産により所得向上を図るための生産基盤の整備
- 2 農業生産や農村の暮らしを支える農業水利施設や農業集落排水施設の長寿命化
- 3 ため池等の耐震化、排水ポンプの更新など、農村地域の防災減災対策

《産業の生産性が高い県づくり》

時代や環境の変化に柔軟に対応する足腰の強い産業が持続的に発展し、地域の活力を生み出し、県民の生活を支えている「産業の生産性が高い県」を目指す。

【長野県内の現況・課題】

○収益性と創造性の高い農業の実現のため、必要な農業基盤整備を着実に実施

農産物を効率的に生産し、収益性と創造性を高めるためには、ほ場の大区画化、樹園地の整備、農道の改良等、省力作業機械による営農を可能とする農地の条件整備や、ICTを活用した用水管理の省力化など、導入作物に適応した基盤の整備を行うことが重要。

また、農業を産業として持続的に発展させていくためには、安定生産に必要な幹線用排水路、用排水機場等、農業水利施設の適切な保全対策も併せて実施していく必要がある。

ICTなどを活用した強い農業基盤づくり

⇒ 計画的な事業推進により「稼ぐ農業」を実現

- 規模拡大やICTの活用など担い手を目指す農業展開に応じた計画的な基盤整備が重要
- 高収益作物を導入するには、担い手の営農計画と協調した基盤整備が必要
- 強い農業基盤づくりを戦略的に進めるには、**当初予算の安定確保**により計画的な事業推進が必要



ほ場整備と担い手への農地集積



自動給水栓やICTを活用した用水管理で省力化

施設の長寿命化と災害に強いインフラ整備

⇒ 施設の適時・適切な保全管理が信頼ある産地の第1歩

- 昭和の時代に整備してきた**膨大な農業水利ストックの長寿命化**が必要
- 全国に先駆けて整備した**農業集落排水施設の長寿命化、機能強化**が必要
- 防災減災対策は「**地震対策**」「**豪雨対策**」「**地すべり対策**」を優先的に実施



機能が低下した排水ポンプの更新

【参考】

地域の特徴を活かした担い手の多様な取組を支える基盤整備

酒とワインを核とした農業振興 ～会染西部地区（北安曇郡池田町）～

【事業実施の背景】

- 農地が狭小であるなどの基盤条件が悪いことから、後継者不足による農地の荒廃が進行
- 池田町ほか2市で「ワイン特区」を取得 ⇒ 新規ワイナリー建設にはワイン用ぶどう畑が不足
- 地元酒蔵会社による地元産酒造好適米を使用した日本酒のブランド化
- 長野県産ブランドとして、ワイン・日本酒のブランド化を推進

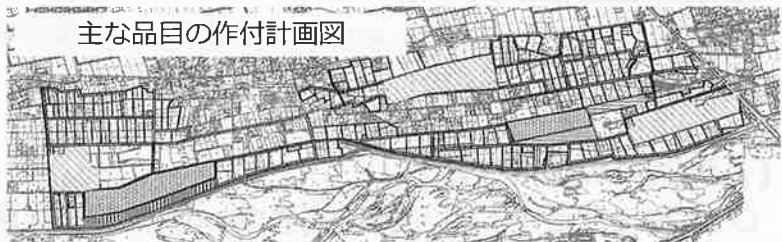
農業競争力強化農地整備事業（H30～35） 区画整理 A=61ha、総事業費 15億7千万円

- ・区画整理によるほ場の大区画化 平均区画 8a ⇒ 30a
- ・担い手への農地集積・集約化 集積率 34% ⇒ 89% 耕作者数 130人 ⇒ 29人
- ・高収益作物への転換 酒米の契約栽培、ワイン用ぶどうの生産拡大⇒収益性の向上
- ・集落営農組織の法人化による経営の安定

狭小なほ場



主な品目の作付計画図



長野県原産地呼称管理制度



信州産農産物・加工品の味と品質を保证する制度 ⇒ 高付加価値化
対象品目
ワイン・日本酒・焼酎
シードル・米



主な品目の作付面積 (ha)

状況	主食用米	35	小麦	14
現況				
計画	主食用米	25	酒米	10
			ワイン用ぶどう	7
			アスパラガス	3
			トマト	3

老朽化した農業水利施設の長寿命化

○農業水利施設の長寿命化対策に取り組み、コストの縮減と事業費の平準化を図っている。

- ・全面更新の場合、約3.4億円/年が必要
- ・コスト縮減を図るため長寿命化対策を実施した場合、約1.9億円/年が必要
- ・長寿命化対策を計画的に実施できない場合は、事業費は増加



コスト縮減に効果的な長寿命化対策の実施が重要

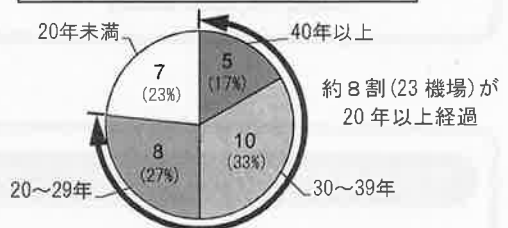
安全・安心のための農村地域の防災・減災

ため池耐震化工事の実施計画



- 県内の耐震化工事が必要なため池は28箇所（県営分）
- H30～33年度にかけて工事のピークを迎える
- 年間8～10億円の予算が必要

排水機場の経過年数別箇所数



- 県内の排水機場は30箇所
- 約8割の23機場が建設から20年以上経過
- ポンプ設備の耐用年数が超過し、更新が必要
- 年間5億円の予算が必要

(県所管部局) 農政部、環境部

4 林業の成長産業化に向けた支援の充実について

【農林水産省、林野庁】

《提案・要望事項》

林業・木材産業を発展させ、雇用の確保と所得の向上をもたらす産業へと転換する「成長産業化」を実現するため、次の事項に取り組むこと。

- 1 ICTを活用したスマート精密林業技術の普及による適正な森林管理の推進や収益性の向上を図るため、最新技術の開発・実証や設備機器の導入に加え、技術者育成の取組に対する支援制度を拡充すること。
- 2 収益性の高い林業の実現に向け、林業労働生産性の向上及び林業就業者の確保並びに安全性の向上を図るため、高性能林業機械の導入、林内路網の整備に対する予算の拡充を図ること。

《スマート精密林業技術の取組》

信州大学を核にした全国トップレベルの知見と開発技術を活かし、経営の効率化と生産性の向上及び情報連携の確保を図るとともに、需給マッチングと流通を円滑化するシステムを開発し、林業県としての体制整備を推進するため、「スマート林業タスクフォース NAGANO」を設立した。

今後、協議会を中心とした取組を通じて、スマート精密林業「長野モデル」として全国に発信を行うとともに、県内各地への普及を図り、収益性と創造性の高い林業の実現を目指す。

【スマート林業タスクフォース NAGANO】

信州大学、中部森林管理局、北信州森林組合、アジア航測(株)、(株)小松製作所、長野県



航空機レーザー測量



ドローンレーザー測量



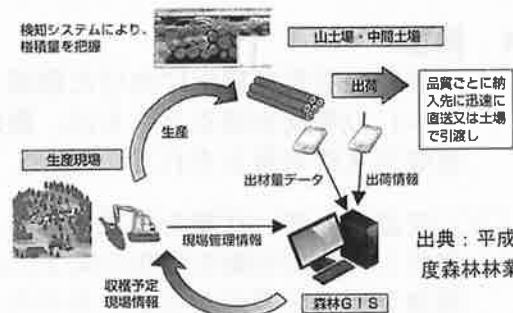
タブレット端末による森林GIS情報の現場確認



最先端の林業機械

＜参考：スマート精密林業「長野モデル」＞

国の公募事業を活用し、平成30年度は、信州大学が開発した「森林資源の詳細な情報把握」技術をモデル的に実施し県内での技術普及を図るとともに、平成31年度以降は、需給開発システムの開発と普及により木材の有利販売や効率的な輸送を目指す。



出典：平成27年度森林林業白書

【長野県内の現況と課題】

1 労働生産性の状況

平成 27 年の林業労働生産性は、主伐が 5.07m³/人・日、間伐が 3.55m³/人・日で、ともに全国平均より低い現状である。

区分 年度	間 伐			皆 伐		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27
長野県 (m ³ /人・日) 【A】	4.05	3.61	3.55	5.15	4.96	5.07
全国 (m ³ /人・日) 【B】	4.17	4.17	4.00	5.88	6.25	6.67
比較 (A-B)	△0.12	△0.56	△0.45	△0.73	△1.29	△1.60

※林野庁の素材生産費等調査結果による

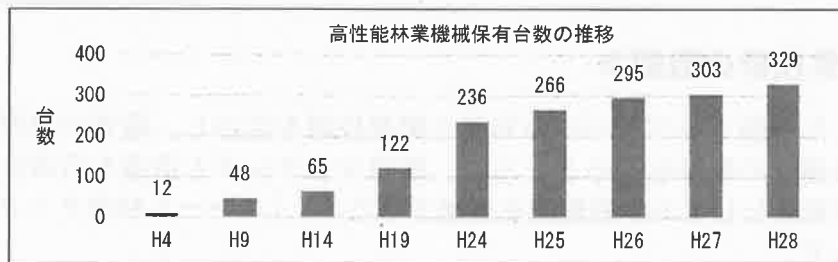
2 高性能林業機械の導入状況

平成 28 年度末の高性能林業機械の保有台数は 329 台で、近年着実に増えてはいるものの林業事業者からは新たな機械導入や更新の希望が多い。

○平成 30 年度の予算措置状況

単位：千円

区分	県要望額	配当額	充足率
高性能林業機械導入支援	141,453	62,519	44.2%



プロセッサ



フォワーダ

3 林内路網の整備状況

平成 28 年度末の民有林における林内路網延長は、全国 7 位の 13,794km であるが、路網密度は 20.1m/ha と全国平均の 24.3m/ha よりも低い状況にある。

○平成 30 年度の予算措置状況

単位：千円

区分	県要望額	配当額	充足率
公共林道	956,268	694,184	72.6%



林業専用道

<参考：H30 年度林野庁関連予算>

川上・川下連携による成長産業化支援対策 (25 億円の一部) …スマート林業の構築

林業・木材産業成長産業化促進対策の持続的林業確立対策 (123 億円の一部) …高性能林業機械の導入支援

森林環境保全整備事業 (28 億円)、農山漁村地域整備交付金 (917 億円の一部) など…林道、林業専用道整備等の支援

4 課題

- (1) 林業の成長産業化に向けた取組を加速させるためには、スマート精密林業「長野モデル」の普及を図るとともに、最新技術を取り扱う人材の育成が必要であるが、人材育成が支援対象とされていない。
- (2) 収益性の高い林業を実現するためには、意欲と能力のある者に森林の管理・経営を集約し、林業労働生産性の向上に直結する高性能林業機械の導入や路網整備の更なる推進を図る必要があるが、そのためには関連事業の予算の確保が必要である。

(県所管部局) 林務部

5 郷学郷就の産業人材の育成・確保支援について

【内閣府、文部科学省、林野庁、内閣官房】

《提案・要望事項》

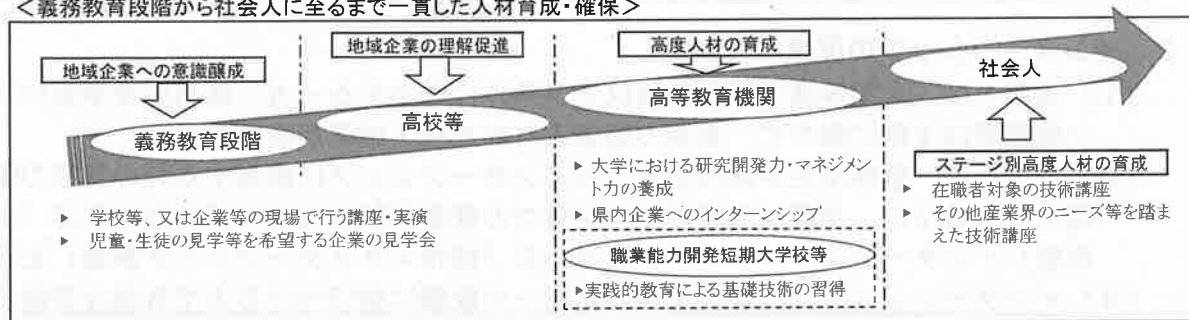
人口減少下において、地方の産業界が必要とする様々な人材の育成・確保を推進していくために次の事項を要望する。

- 1 職業能力開発短期大学校から大学への編入学について、工科短期大学校の修了者に大学への編入学の受検資格を与えるよう、特例措置を講じること。(内閣府、文部科学省)
- 2 森林・林業に係る新たな人材育成を促進させるため、林業教育機関の教育体制の強化や教育施設等の整備・更新に対する補助制度を設けること。(林野庁)
- 3 地方へのU I Jターン就職を促進し、中小企業の人材確保を支援するため、自治体のインターンシップ助成事業に対する補助制度を設けること。(内閣官房)

《人口減少時代の産業人材育成・確保》

労働力人口のさらなる減少が見込まれるなか、産業人材の育成・確保は喫緊の課題となっている。産業の活力維持のため、当県産業を担う若者を育成する教育機関の機能等を強化するとともに、若者の地方への流れを創出する。

＜義務教育段階から社会人に至るまで一貫した人材育成・確保＞

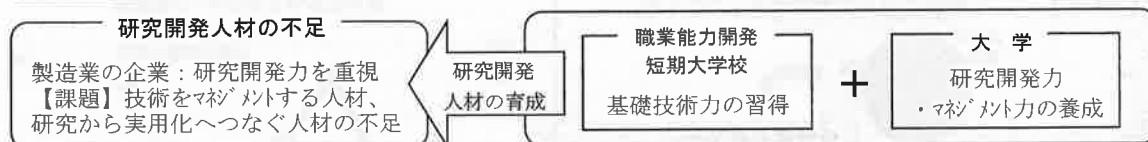


【長野県内の現況・課題】

1 職業能力開発短期大学校から大学への編入学について

- (1) 人口減少に伴い労働力が減少している状況において、当県の産業が持続的に発展していくためには、基礎技術力を備えた人材に加え、高付加価値な製品の開発等に資する人材を育成・確保することが喫緊の課題となっている。

このため、職業能力開発短期大学校において技術を習得した後、大学へ編入し、研究開発力を兼ね備えた人材を育成していくことは、当県のものづくり産業を発展させる上で重要である。



- (2) しかしながら、職業能力開発短期大学校（本県の場合は、工科短期大学校）から大学への編入学については認められていない。
- (3) 「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針（平成29年9月27日付）」において、まずは職業能力開発短期大学校が大学との間で単位互換等の取組を進めるよう促すことを求めると示されているところである。

- (4) 単位互換は、入学試験の準備、修学年限の長さ、学費等編入学に比べて学生の負担が大きく、実績の積み上げは困難と想定され、既に編入学が認められている専修学校の専門課程のカリキュラムの内容との比較により検討を行うべきと考える。

本県の工科短期大学校の授業数と専門学校から大学への編入学基準の比較

専門学校から大学への編入学基準 (2年間、1,700時間) < 工科短期大学校授業時間 (2,808時間)

本県の工科短期大学校では、専門学校から大学への編入学基準を上回る授業時間を確保

2 森林・林業に係る人材育成について

- (1) 森林・林業分野では、今後、経営感覚を備え、現場を管理でき、社会のニーズに的確に対応できる戦略的な能力を備えた人材が求められている。
- (2) 長野県林業大学校は、林業の成長産業化を支える人材を育成するための林業教育機関として、専門職大学への移行も視野に入れつつ、今後のあり方の検討を行っている。
- (3) 最先端技術の導入によるスマート精密林業への対応など、時代のニーズに即した質の高い教育を提供するためには、講師、施設、設備の充実が必要不可欠である。こうした教育環境の整備に対する国の支援措置が講じられていないことから、国の森林・林業が目指す方向性に沿った教育環境を整えるためにも補助制度の創設が必要である。

【長野県林業大学校】

- ・全国に先駆けた林業教育機関として、昭和54年に開校。平成30年度で開校40周年を迎える。
- ・職員数7人、外部講師42人で運営。4人部屋での全寮制による全人教育は、学生の高い社会性を育むことから、就業先の林業事業体等から高い評価を受けているとともに、林業の専門教育機関として実践教育に力を入れている。

3 インターンシップの促進について

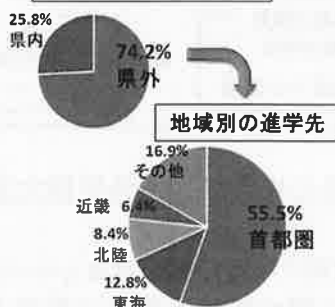
- (1) 当県では、大学等進学者の7割以上が県外に進学する一方、県内出身学生のUターン就職率は4割に満たず、若手の産業人材の育成・確保が喫緊の課題。
- (2) このため、県外学生が県内企業でのインターンシップに参加する際の負担の軽減を図っているほか、全国に先駆けて、企業での就業体験に加え地域社会を学ぶ「地域滞在型」インターンシッププログラムである「信州エクスターンシップ事業」を実施。
- (3) インターンシップは、学生を県内企業への就職に結びつける上で有効な手段であることから、そのノウハウがなく、人的・経済的資源も乏しい中小企業のインターンシップに対する支援のニーズは高まっている。このため、自治体が行う中小企業のインターンシップへの助成事業に対する国の補助制度の創設等の財政的支援が必要である。

【取組内容】

- ・信州でインターンシップ応援補助金
県外学生の県内企業への交通費・宿泊費助成 (H29実績:153名(受入55社) 3,396千円)
- ・信州エクスターンシップ事業
就業体験と地域交流を組み合わせた早期キャリア教育プログラムの実施(H29実績:参加10校36名)
- ・ジョブカフェ信州銀座サテライト (H28.10月銀座NAGANO移住・交流センター内に開設)における首都圏学生への情報提供や就活支援の実施

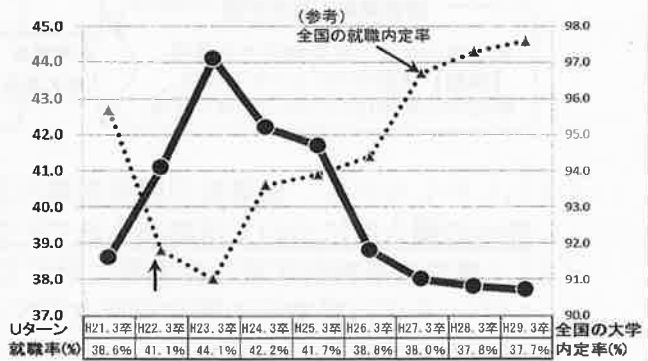
【参考】

高校生の大学等進学先 (H29.3卒)



(県所管部局) 産業労働部、林務部

県内出身学生のUターン就職率



6 世界を魅了する観光地域づくりの推進について

【国土交通省、観光庁、厚生労働省、総務省】

《提案・要望事項》

- 1 観光の力で地方創生を推進するため、地域の観光産業を支える日本版DMOの形成・確立に当たり、専門人材の確保・育成に対する支援や、DMOの安定的な運営に向けて必要な財政支援を行うこと。（観光庁）
- 2 「国際観光旅客税」について、地方における観光客の受入れに向けた環境整備等に係る財政需要も踏まえ、税收の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。（観光庁）
- 3 「訪日外国人 6000 万人時代」に向け、公共交通、道路、観光施設等における外国語表示やWi-Fi整備に加え、ICTを活用した多言語観光情報案内や音声通訳アプリケーション、デジタルサイネージの導入や開発など、地域が積極的に取り組む様々な受入環境整備について、一層の財政支援を行うこと。（国土交通省、観光庁、総務省）
- 4 (1) 住宅宿泊事業法は、健全な民泊サービスの普及による観光振興という側面を持つ一方、既存旅館・ホテルへの影響等、様々な懸念事項があることから、同法の施行状況を的確に把握し、課題が明らかになった場合は、法附則第4条の規定にかかわらず、速やかに法律の見直しを検討すること。また、地域の観光産業の育成・促進への配慮について盛り込んだ衆参両議院の附帯決議を遵守すること。
(2) 適正な民泊の実施に向けて、地方自治体が十分な指導・監督を行えるよう、保健所等の体制の構築に対して財源を含めて必要な措置を講じること。（観光庁、厚生労働省）

《世界水準の山岳高原リゾート》

本県では、平成 28 年度に知事を本部長とする「長野県観光戦略推進本部」を設置。全庁的な議論と平成 29 年度に実施した宿泊施設と旅行業者向けアンケート調査の結果等を踏まえ、平成 30 年 3 月に「信州の観光新時代を拓く 長野県観光戦略 2018」を策定。

[戦略の目指す姿]そこに暮らす人も訪れる人も「しあわせ」を感じられる世界水準の山岳高原リゾート

＜施策の展開方向＞

I 観光の担い手としての経営体づくり	II 観光地域としての基盤づくり	III 世界から観光客を呼び込むインバウンド戦略
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域型 DMO の形成・確立支援 ・ 県観光機構の体制強化 ・ 観光を担う人材の育成・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通インフラ・情報インフラの充実 ・ 観光ブランドの形成・確立 ・ MICE・フィルムコミッション・スポーツコミッションの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード・ソフト両面からの受入環境整備 ・ 国別戦略による効果的なプロモーション

【長野県内の現況、課題】

1 観光産業を支える広域型DMOの形成・確立について

長野県観光機構に「DMO形成支援センター」を設置し、県内の広域型DMOの形成・確立に向けた支援を実施。本格的なDMOの構築と安定的な運営に当たっては、中核となる専門人材の不足や脆弱な経営基盤が課題。

2 観光地域づくりに向けた観光財源の確保について

「長野県観光戦略」の策定の際に実施した宿泊施設・旅行業者向けアンケート調査では、対外的ニーズに十分に対応できていない観光地の現状が明らかになっている。

単なるプロモーション展開に留まらないハード・ソフト両面からの本格的な観光地域づくりに向け、観光財源の確保が課題。

宿泊施設の声

- ・ 経営者の悩み ⇒ 施設・設備の老朽化、従業員の確保・高齢化
- ・ 外国人を受け入れない理由 ⇒ 言語の不安、トラブル発生の不安

旅行業者の声

長野県が旅行先に選択されない理由

- ⇒ 交通アクセスが悪い、自然以外の観光素材が乏しい、情報発信が弱い

宿泊施設・旅行業者向け調査（長野県観光部）

3 県内を訪れる外国人旅行者の受入環境整備について

長野県内における外国人延べ宿泊者数は、平成 25 年以降過去最高を更新し、平成 29 年は 132 万人（全国 12 位）。

長野県観光戦略における達成目標：300 万人（2022 年）

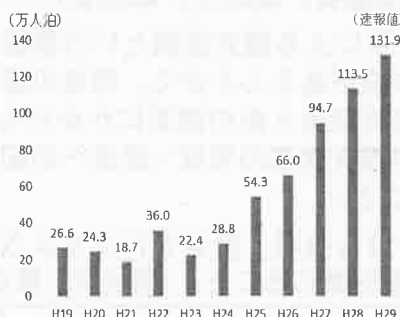
外国人旅行者の利便性向上を図り、世界から選ばれる観光地としてのプレゼンスを高めるため、県内の交通・観光情報を網羅した案内アプリ「信州ナビ」を多言語（6 言語）で提供している他、電話通訳サービスを提供する「多言語コールセンター」を県単独で設置し、県内事業者と外国人旅行者との円滑なコミュニケーション支援を実施している。

今年度からは、外国人旅行者の受入に関する事業者からの相談対応を行う「インバウンド支援センター」を県観光機構に設置。

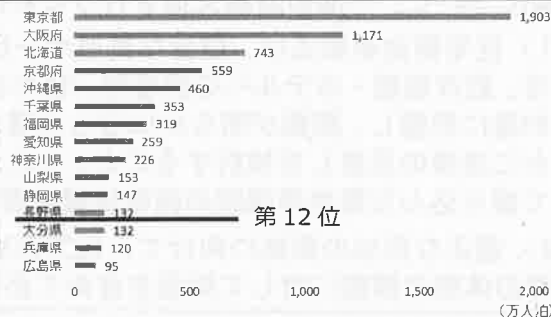


(信州ナビ)

長野県における外国人延べ宿泊者数の推移



都道府県別外国人延べ宿泊者数



(観光庁「宿泊旅行統計調査」)

宿泊施設向けのアンケート等の結果においても、言語コミュニケーションへの支援や案内表示の統一等のニーズが挙げられており、2020 年東京オリンピック・パラリンピックを始めとする国際的イベントの開催を控え、今後のさらなる訪日外国人旅行者の増加が見込まれる中で、ハード・ソフト両面からの一層の受入環境の整備が必要。

外国人の受入のために必要な支援

- 第1位 言語コミュニケーション不足への支援（電話通訳サービス、多言語ツール整備等）(35.3%)
- 第2位 情報発信への支援（HP 等の多言語化）(30%)
- 第3位 案内表示の統一 (27.8%)
- 第4位 災害時対応（多言語情報の提供等）(20.6%)
- 第5位 Wi-Fi 整備 (19.4%)

平成 29 年宿泊施設向け調査（長野県観光部）

訪日外国人旅行者が困ったこと

- 第1位 施設等のスタッフとのコミュニケーションがとれない (32.9%)
- 第2位 無料公衆無線LAN環境 (28.7%)
- 第3位 多言語表示の少なさ・わかりにくさ (23.6%)
- 第4位 公共交通の利用方法 (18.4%)
- 第5位 両替 (16.8%)

平成 28 年 観光庁調査

4 住宅宿泊事業（民泊）について

住宅宿泊事業法の成立を踏まえ、本県では、同法第 18 条に基づき「長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例」を本年 3 月に公布（6 月 15 日施行）。同条例及び条例施行規則の策定にあたっては、健全な民泊の発展による観光振興と住環境の保全、既存旅館・ホテルの経営への配慮等の衡量に苦慮している。

同法の施行により、都市部とは異なり既存の宿泊施設の客室稼働率が低く、老朽化した施設・設備の改修が課題となっている本県においては、宿泊事業者の更なる経営悪化が懸念される。

※住宅宿泊事業法附則 第4条

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※住宅宿泊事業法案に対する参議院附帯決議(抜粋)

- ・ 政府は、適正な住宅宿泊事業を行わせるため、違法民泊の厳正な取締りを含む十分な指導・監督を地方自治体が行えるよう、保健所をはじめとする関係部局の人員確保及び体制の構築に関し、財源を含めて必要な措置を講ずること。
- ・ 政府は、地方自治体において、生活環境の維持保全や地域の観光産業の育成・促進の必要性など、それぞれの地域の実情や宿泊ニーズに応じた住宅宿泊事業の制度運用が可能となるよう、十分な配慮を行うこと。

(県所管部局) 観光部、健康福祉部

7 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における 地方への支援について

【内閣官房、総務省、文部科学省、文化庁、農林水産省、国土交通省、観光庁】

《提案・要望事項》

大会開催は、日本が停滞から抜け出し成長への転換を果たす大きな原動力となるものであり、経済振興、国際交流、スポーツ振興といった様々な効果が、競技開催地はもとより、日本全体にいきわたるよう、以下の事項について配慮すること。

- 1 地域の文化芸術を国内外に発信するため、文化プログラムの実施に必要な財政措置などの充実を図ること。(内閣官房、文化庁)
- 2 外国人旅行者の利便性向上のため、公共交通、道路、観光施設、宿泊施設等における多言語対応や、公衆無線LAN設置等外国人受入環境整備に係る財政支援を継続的に行うこと。(内閣官房、総務省、国土交通省、観光庁)
- 3 大会会場の装飾やビクトリーブーケに国産花きを使用する場合には、各地の産品が積極的に活用されるよう配慮すること。(内閣官房、農林水産省)
- 4 農産物の調達に当たっては、供給可能な品目や産地が限られる夏期の開催となることから、必要となる品目、量、スケジュール等をはじめとした情報が産地へ迅速に伝達される環境を構築すること。(内閣官房、農林水産省)
- 5 競技施設等への木材利用を推進するに当たっては、施設における構造、内装のみならず、付帯施設、休憩施設、ベンチ、外構、備品調達等において地域材製品を最大限採用するとともに、調達の際には、必要となる規格、量、スケジュール等の情報を速やかに公表すること。(内閣官房、農林水産省)
- 6 聖火リレーの実施に当たっては、各都道府県に過大な負担とならないよう、財源措置を図ること。(内閣官房、文部科学省)

【長野県内の現況、課題】

1 文化振興の更なる充実

・平成27年度の「文化振興元年」を契機とした文化振興の取組を更に進めるため、文化プログラムの推進等を定めた「長野県文化芸術振興計画」を策定するとともに、障がい者が創作した作品の優れた芸術性や創造性を県民へ発信する「障がい者芸術作品展」を開催。

⇒文化プログラムの認証制度がスタートしているが、実施する文化プログラムに対する財政支援の仕組みは整えられていない。より多くの県民が文化プログラムへ参加し、また効果的に事業を実施するためには財政的な支援が必要。

「ザワメキアート展 2017」の開催（平成29年12月～平成30年2月）※東京2020参画プログラム
障がい者が創作した作品の優れた芸術性や創造性を県民に発信することを目的として、20名の創作作品約100点を、県内2会場と銀座NAGANOで展示。（入場者数：3,398人）



2 案内標識の多言語対応、公衆無線LAN設置等外国人受入環境整備の推進

- ・市町村や事業者が、国の補助事業を活用しながら案内標識の多言語対応、無料公衆無線LAN設置等の外国人受入環境整備を実施しているが、東京2020大会等を控え、益々外国人旅行者の増加が見込まれることから、引き続き受入環境の整備や受入事業者の裾野拡大が必要。

⇒継続的な財政支援や、支援にあたっての適用範囲の拡大や適用要件の緩和が望まれる。

【参考：長野県内における平成29年度支援事業活用状況（観光庁、総務省）】

補助事業名	採択状況
地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業	6団体6事業
交通サービスインバウンド対応支援事業	5団体8事業
宿泊施設インバウンド対応支援事業	15事業者
公衆無線LAN環境整備支援事業	8市町村

3 花き産業の活性化

- ・輸出促進や生花コサージュ、国体でのビクトリーブーケ提供など新たな需要創出に取り組んでいる。

⇒長野県は夏期の花材供給に最も適した産地。会場装飾やビクトリーブーケ等に使用する花材・デザインなどの早期の決定が望まれる。



銀嶺国体での利用状況

4 食材調達への対応

- ・県産食材の供給に向け、農業経営体のGAP認証取得を支援し、取組を強化。

⇒長野県は夏期の農産物供給産地。大会で使用される食材の品目や量など情報の早期の提供が望まれる。

GAP認証取得件数 H28(2016):14件 ⇒ H32(2020)(目標):32件



東京オリンピック・パラリンピック開催期間中における本県の出荷が多い品目など

5 木材利用の推進

- ・県及び県内全市町村で木材利用方針を策定し、公共建築物の木造化等に積極的に取り組んでいる。
- ・国際森林認証の取得を進め、山側のFM認証が約45千ha、加工・流通側のCoC認証は31者が取得している。
- ・大会における地域材の利用により、以下の効果が期待される。

- 地域の林業・木材産業の活性化
- 日本の「木の文化」の国外への発信
- 再生産可能で環境負荷の少ない材料としての理解度向上

⇒速やかに情報提供されれば、本県としても安定した木材供給が可能となる。



川上村かわかみ保育園（内観）

6 聖火リレーの実施

- ・組織委員会からの協力依頼により、平成30年度から実行委員会を設置し、県内ルートやセレブレーション会場の選定などの準備を行う。また、聖火リレー当日の警備や会場整理などを行う。

⇒警備や会場整理、広報など、県の経費負担が多く見込まれるため、財源措置が必要。

(県所管部局) 企画振興部、県民文化部、健康福祉部、観光部、農政部、林務部、建設部、教育委員会

8 持続可能な個性あふれるまちづくりの推進について

【国土交通省、財務省】

《提案・要望事項》

本格的な人口減少・高齢化社会の到来を迎えるなか、安全で暮らしやすい市街地を形成し、持続可能な個性あふれるまちづくりを推進するため、次の事項に取り組むこと。

- 1 安全で快適な都市空間を確保するための都市計画道路整備の推進、利用者ニーズにあった魅力向上に資する都市公園施設整備の推進、また市町村が進める都市再生整備計画事業など、まちづくりに必要な予算を確保すること。
- 2 狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の整備に対する支援制度を延長・拡充すること。
- 3 空き家等対策に係る支援策の要件緩和や拡充を図ること。また、官民連携のリノベーションを推進するため、人材バンクの創設や普及啓発のための補助要件を緩和すること。
- 4 第36回全国都市緑化信州フェアの開催について、格段の支援をいただきたいこと。

【長野県内の現況・課題】

1 (1) 都市計画道路について

交通の円滑化、安全な通学路の確保等が急務であり、県内28箇所ですべて都市計画道路等の整備を重点的に推進中であるが、必要な財源が不足し、供用開始が遅れる等の支障が生じている。

(2) 都市公園について

都市公園においては、個性を活かした魅力向上とにぎわいのある公園づくりが求められており、現在、県及び県内14市町村において都市公園の整備を進めているが、必要な財源確保が課題となっている。

(3) 市町村のまちづくりについて

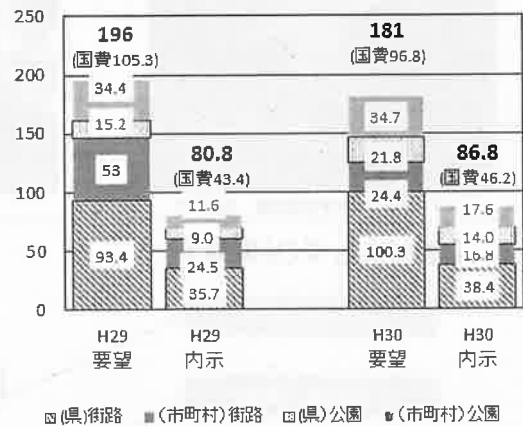
・本県では、市町村のまちづくりを支援するため公民学が連携した新たな組織「信州地域デザインセンター（仮称）」の設置検討を行っている。

・市町村のまちづくりを具体的に担う都市再生整備計画事業等は、社会資本整備総合交付金等の配分が不足しており、整備計画に基づいた事業の実施に支障をきたす恐れがある。

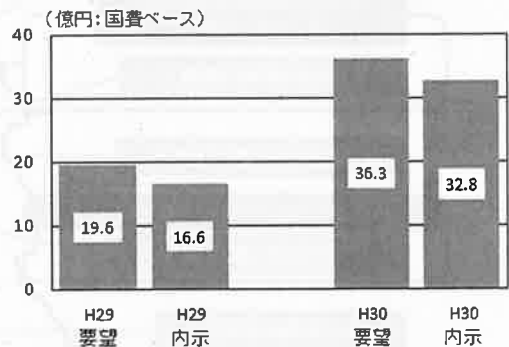
2 狭あい道路整備について

狭あい道路整備等促進事業は平成30年度を期限とされているが、県内には、安全性を確保する必要性の高い狭あい道路が数多く存在しており、引き続き、国の支援が必要な状況にある。

(億円) 交付金予算の状況



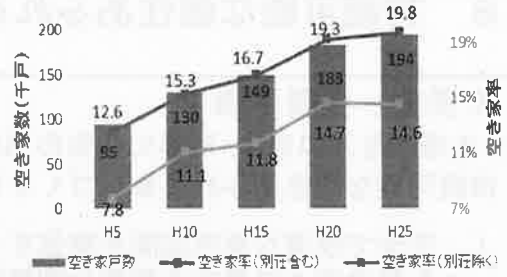
都市再生整備計画事業予算の状況



狭あい道路整備等促進事業

3 空き家対策について

- (1) 空き家等の増加が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。
- (2) 対策に係る国の補助金は、単年度事業費の下限額が国費ベースで1,000万円に設定されており、予算規模が小さい小規模自治体では活用が困難な状況。
- (3) 専門人材に関する情報の不足や、普及啓発事業の補助対象が全国規模のセミナーに限られていることも課題。



○県内の空き家は年々増加。平成5年からの20年間で約2倍
○別荘を含む空き家率は、全国で2番目に高い

4 全国都市緑化信州フェアについて

第36回全国都市緑化信州フェア(H31.4.25~6.16)について、平成29年6月に実行委員会を設立し、この4月に実施計画を策定したところ。平成31年に開催するフェアの成功に向けて、メイン会場の修景を図る必要がある。

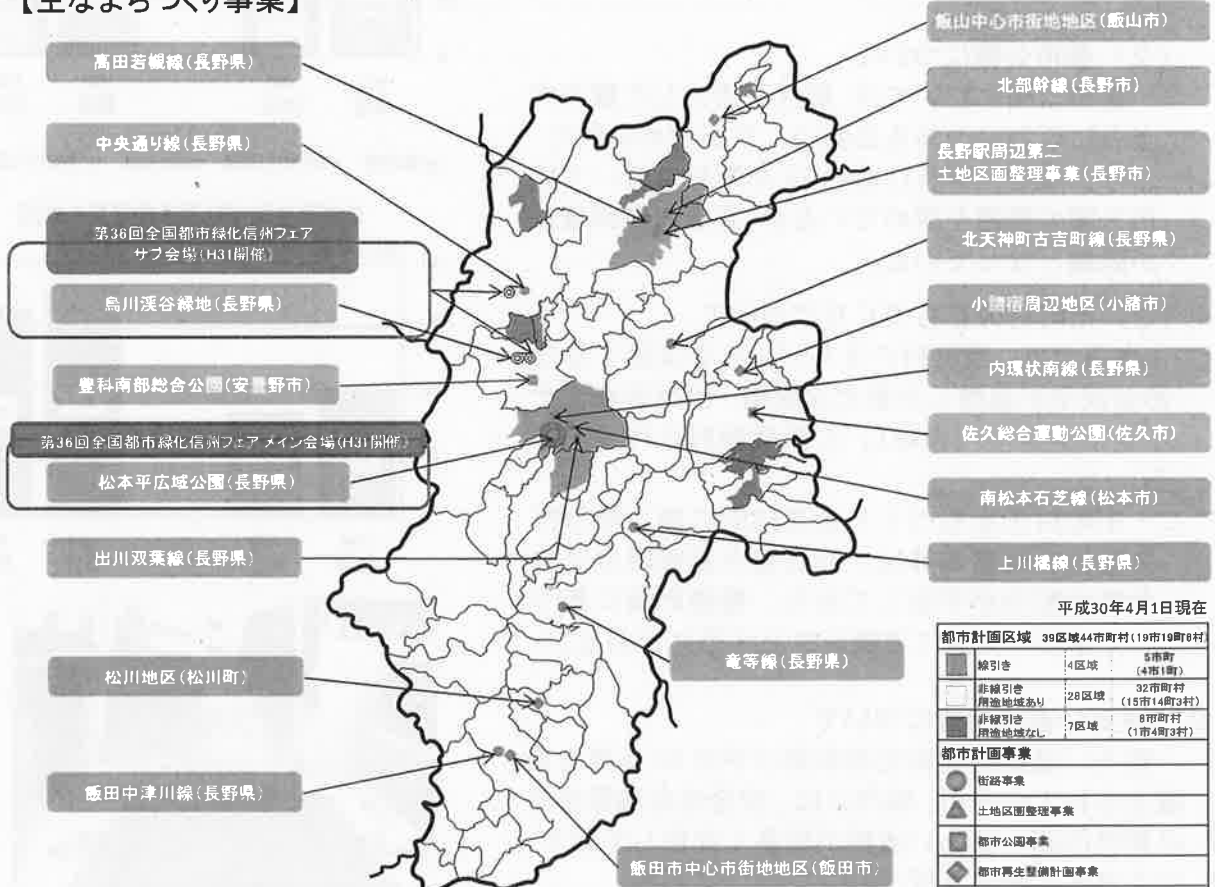
【空き家対策総合支援事業】

国補助金下限 1,000万円	市町村一般財源等 1,000万円
-------------------	---------------------

市町村は最低でも年間2,000万円以上の事業を組まなければ当補助金を活用できない
※H29県内活用1自治体のみ



【主なまちづくり事業】



平成30年4月1日現在

都市計画区域	39区域44市町村(19市19町6村)
線引き	4区域(5市町(4市1町))
非線引き 用途地域あり	28区域(32市町村(15市14町3村))
非線引き 用途地域なし	7区域(8市町村(1市4町3村))
都市計画事業	
●	街路事業
▲	土地区画整理事業
■	都市公園事業
◆	都市再生整備計画事業
全国都市緑化信州フェア	
◎	メイン会場
○	サブ会場

(県所管部局) 建設部

9 本州中央部広域交流圏の形成について

【国土交通省、財務省】

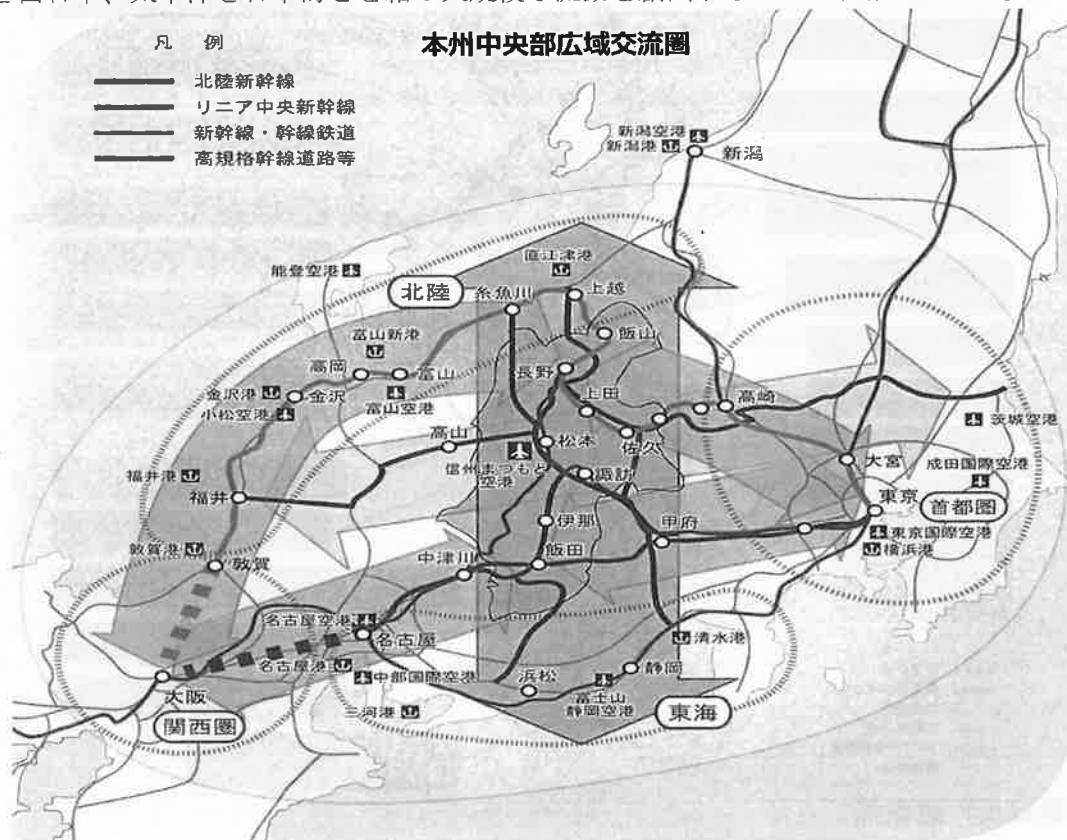
《提案・要望事項》

二つの新幹線（北陸、リニア中央）や高規格幹線道路などにより、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ「本州中央部広域交流圏」を形成し、移住・交流人口の拡大や産業振興による地域の活性化を実現するため、以下のとおり要望する。

- 1 リニア中央新幹線の整備効果を広く県内に波及させるため、関連する道路などの基盤整備について、国による整備や地方負担に対する財政支援を講じること。特に、国道153号伊駒アルプスロードは、権限代行による整備を進めること。また、国道153号の指定区間編入を検討すること。
- 2 本州中央部広域交流圏の根幹となる、中部横断・中部縦貫・三遠南信自動車道の早期整備を図ること。
- 3 直轄道路事業を着実に進めるとともに、県が実施する松本糸魚川連絡道路や国道143号青木峠、木曾川右岸道路などについて、整備推進のために必要な予算を確保すること。
- 4 重要物流道路の指定にあたっては地方の意見を十分踏まえるとともに、当該道路及びその代替・補完路となる地方管理道路の機能強化及び整備促進のための支援を行うこと。
- 5 「スーパー・メガリージョン構想」を早期に策定するとともに、同構想に基づくリニア中間駅を核とした地域づくりなどの取組を積極的に支援すること。
- 6 リニアの早期整備に向けて、建設工事に伴う住民との調整や市町村が行う独自の施策に対する財政措置を行うこと。

《本州中央部広域交流圏について》

人口減少社会が到来する中において、高速交通ネットワークの整備効果を活用し、移住・交流人口の拡大や産業の振興による地域の活性化を実現するため、北陸・リニア中央の二つ新幹線と高速道路網を基軸とした交流ネットワークを最大限に活用する「本州中央部広域交流圏」を形成し、本州の真ん中に位置する長野県の地理的な優位性を発揮することで、本県を中心とした、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ大規模な流動を創出することを目指している。



【長野県内の現況・課題】

- 1 リニア関連事業は国の重点施策に位置付け、交付金事業等の十分な予算配分や地方負担に対する適切な財政措置を行う必要がある。特に、高度な技術力を要する国道153号伊駒アルプスロードは、権限代行による整備が必要である。
- 2 本州中央部広域交流圏の実現のため、高規格幹線道路や地域高規格道路の早期整備が求められている。
- 3 高速交通網の整備効果を広く県内に波及させるため、国道、県道、市町村道の整備は不可欠であり、着実な道路整備を進めるための十分な予算の確保が必要である。
- 4 急峻な地形と脆弱な地質を有する本県は、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の指定に大きな期待を寄せている。
- 5 国において、「スーパー・メガリージョン構想」の検討を進めているところであるが、構想の策定に当たっては、地方の振興や三大都市圏との交流・対流拡大に寄与するための具体性を持った国レベルの新たな政策や制度を確立する必要がある。なお、本県では、リニアの整備効果を広く県内に波及させるため右記の構想を策定するとともに、実現に向けた取組を進めている。
- 6 JR東海が進めるリニア建設工事に伴い、地元市町村では地域住民との調整や独自の環境影響調査等を行っており、人的・財政的負担が生じているが、現状では支援措置が無い場合、実情に応じた財政支援措置が必要である。

平成25年8月	「伊那谷自治体会議」設置
平成26年3月	「長野県リニア活用基本構想」策定 (リニアの整備効果を広く県全体に波及させることを目的に策定)
平成28年2月	「リニアバレー構想」策定 (伊那谷の地域づくりの指針とすることを目的に策定)

(独自の取組例)

- JR東海が行う工事や発生土置き場等に係る地元との調整業務
- 工事に伴う環境変化への対応業務(大気環境測定、地下水位調査、生物生態調査等)

長野県内の主な道路整備箇所



(県所管部局) 建設部

10 公共交通の充実について

【国土交通省、財務省、総務省】

《提案・要望事項》

- 1 並行在来線（しなの鉄道）の安全・安定輸送の確保を図るため、計画的車両更新に対する予算措置を講じること。
- 2 県内外の主要都市を結び、「ヒト」「モノ」の流動に大きな役割を果たす、中央東線など幹線鉄道的高速化、安全・安定輸送の確保及び利便性の向上など、鉄道ネットワークの充実のため必要な施策を講じること。
- 3 公共交通の確保のため、「地域公共交通確保維持改善事業」において、広域・幹線バス路線の補助金減額措置や地域内バス路線の補助上限額を撤廃するなど、制度の拡充を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- 4 免許返納者の増が見込まれる中、地域住民の生活交通に加え、福祉の利用も想定されるタクシー輸送の活用について、地方における多様な交通確保の実態を反映した地方財政措置を行うこと。

《長野県における持続可能な公共交通システムの構築に向けた取組》

【地域における移動手段の確保・補完に関する検討会】

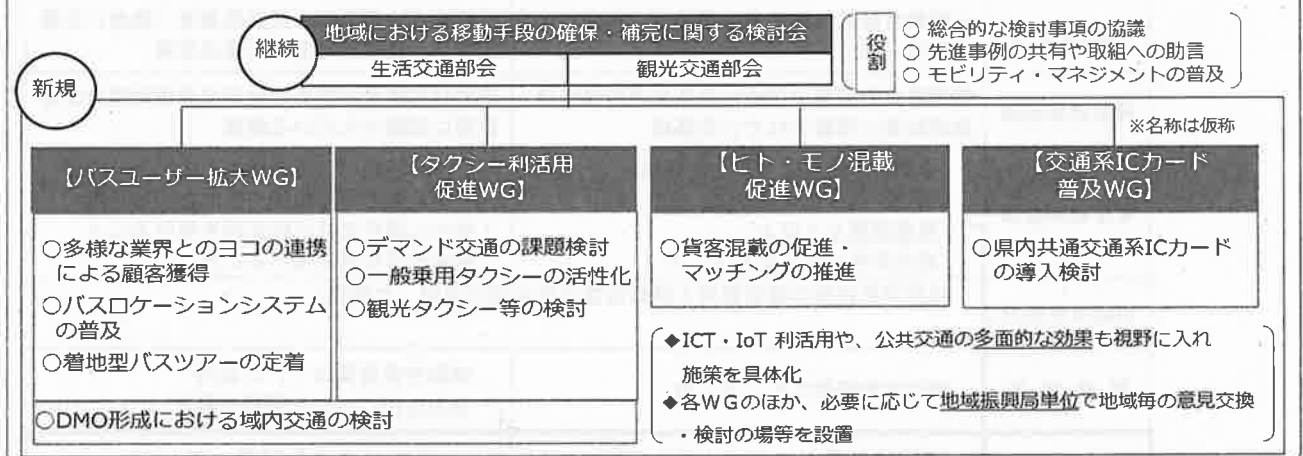
- ◆設置の目的：交通事業者の環境悪化、運転免許返納者増加等の状況に対し、
県が公共交通について主体的関与の方策を検討
- ◆部会の構成：生活交通部会、観光交通部会（2部会）
- ◆参集範囲：交通関係者・行政のほか、ICTなどの学識経験者、福祉・商工関係者、
物流関係者など約40機関で構成
- ◆開催状況：平成29年5月～平成30年3月 計7回開催
※その他 貨客混載や交通系ICカードなど、関係者との個別打合せ（勉強会等）も実施

【新たな施策(H30)】

- バスロケーションシステム構築
- 新たな取組を行うタクシー事業者にUDタクシーの導入支援

【今後の検討の方向性】

- 幅広い分野の関係者が連携した検討は有意義 → 検討会は役割分担を明確化し現体制を継続
- 分野別や交通モードごとの4つのワーキンググループを新設、議論を深掘りしていく



【長野県の現況・課題】

1 並行在来線（しなの鉄道）の車両更新

平成9年にJRから経営分離された並行在来線を経営する全国初の第三セクターとして発足した「しなの鉄道」の施設・車両は、経営分離前にJRが使用していたものを有償譲渡されたもの。

そのため、現在、車両は製造から36～40年経過しており、4年後には全ての車両が一般的な鉄道車両の寿命である40年を迎えることとなる。

そのような中で安全・安定輸送を確保するためには車両更新が急務となっており、しなの鉄道が今後とも安全で安定的な経営を維持していくためには地方自治体だけでなく国の支援が必要不可欠である。

【長野県における鉄道の安全性に関する国庫補助金の交付状況】(国1/3、県1/6、市町村1/6で補助)

(単位：千円・%)

	申請額 A	交付決定額 B	差引額 B-A	割合 B/A
H26	611,000	357,284	△253,716	58.5
H27	478,472	478,472	0	100.0
H28	984,435	705,331	△279,104	72.0
H29	458,177	385,347	△72,830	84.1

※全国の鉄道事業者からの補助申請額が国の予算額を超過しているため、事業者ごとの事情を考慮しつつ、補助額の減額査定が行われている。

2 鉄道ネットワーク充実のための取組

○県内の主な鉄道関係同盟会・協議会

沿線自治体等と期成同盟会・活性化協議会を通じ、JRに高速化や快適性向上について要望し、また利用促進のための活動を行っているが、人口減少や施設の老朽化など鉄道事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、地方の幹線鉄道の高速化等は進んでいない。

路線	名称	主な活動
中央東線	中央東線高速化促進広域期成同盟会	要望、啓発等
篠ノ井線	篠ノ井線松本地域活性化協議会	利用促進等
大糸線	大糸線利用促進輸送強化期成同盟会	要望、利用促進
飯田線	JR飯田線活性化期成同盟会	要望、利用促進

幹線鉄道の整備推進は、鉄道事業者のみならず、国家的見地での検討が必要である。

3 地域公共交通確保維持改善事業の制度概要と課題

項目	内	容
名称	地域間幹線系統補助金 (広域・幹線バス路線)	地域内フィーダー系統補助金 (地域内バス路線)
補助事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者(乗合バス事業者)等	一般乗合旅客自動車運送事業者(乗合バス事業者)、自家用有償旅客運送者等
補助対象路線	都道府県協議会が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されている路線	市町村協議会が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されている路線
主な補助基準	<ul style="list-style-type: none"> 複数の市町村にまたがる路線 運行回数1日3回以上 乗車密度5人以上 経常赤字が見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> 広域・幹線バスを補完する路線又は交通不便地域の移動確保を目的とする路線 新たに運行又は公的支援を受けること 経常赤字が見込まれること
補助対象経費	補助対象路線の経常費用と経常収益の見込額の差額(欠損額)	
補助率等	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内 ※市町村ごとに上限額を設定
課題	下線部の条件を満たせない場合、補助金の減額措置がある	上限額が必要な経費に対して不足している

4 地域住民の生活交通に対する財政措置の状況

免許返納者の増が見込まれる中、地域の生活の足の確保や福祉等、複合的にタクシー輸送を活用する取組に対する財政的措置がない。

(県所管部局) 企画振興部

11 社会資本の適切な維持管理に必要な予算の確保について

【国土交通省、農林水産省、財務省】

《提案・要望事項》

- 1 道路施設の維持修繕を適切かつ計画的に実施するために必要な予算を確保し、適切な財政支援を行うこと。
- 2 県管理ダムの堆砂対策が喫緊の課題であり、必要な予算を確保し、一層の技術的・財政的支援を行うこと。
- 3 公園施設の更新及び改修を適切かつ計画的に実施するために必要な予算を確保し、適切な財政支援を行うこと。
- 4 下水道施設の持続的な維持管理のため、ストックマネジメント計画に基づく老朽化施設改築更新費を確保し、持続的かつ安定的な下水道管理経営が行えるよう、適切な財政支援を行うこと。
- 5 砂防・治山施設の維持管理を適切かつ計画的に実施するために必要な予算を確保し、適切な財政支援を行うこと。

《社会基盤施設の老朽化》

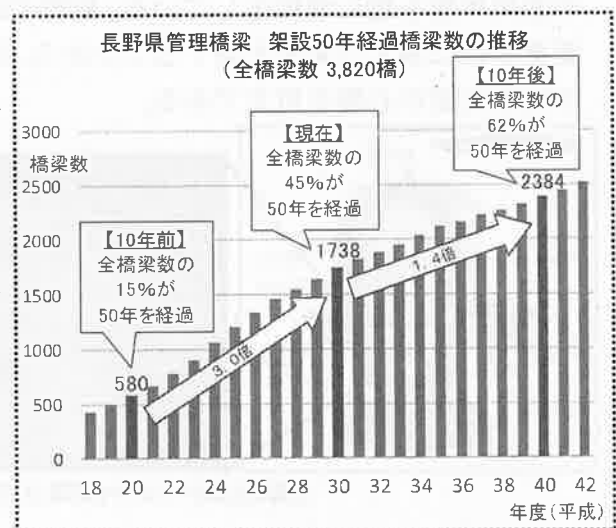
我が国の社会基盤施設は高度成長期に集中的に整備された経緯から急速に高齢化が進んでおり、平成29年度国土交通白書によると建設後50年を経過する施設が、平成45年には道路橋の約67%、トンネルの約50%、河川管理施設（水門等）の約64%に達する見込みであるなどその対策が急務となっており、適切かつ計画的な維持管理・更新を進めて行くための財源及び予算を確保することが地方公共団体にとって大きな課題となっている。

【長野県の現況・課題】

1 道路施設の老朽化対策について

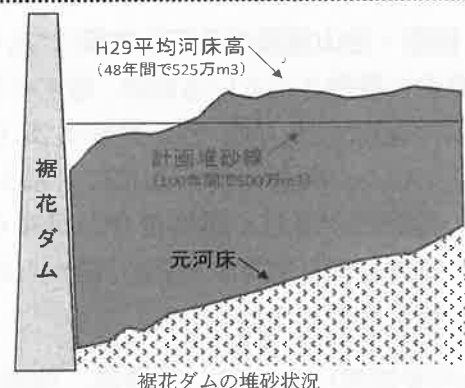
平成26年度から義務付けられた橋梁・トンネル等の法定点検は30年度で一巡目が完了予定。現在までの点検結果によると、橋梁では約22%が「早期に措置を講ずべき状態」となっており、今後5年間で、県管理橋梁の約840橋もの修繕が必要になると想定される。

今後さらにインフラの高齢化率が高まるため、適切な維持管理・更新の費用確保が大きな課題となっている。



2 県管理ダムの堆砂対策について

本県管理ダムのうち、松川ダム、裾花ダム、奥裾花ダム、湯川ダムでは、度重なる出水により計画堆砂容量を越えて堆砂が進行し、治水・利水機能の確保が困難となっており、特に裾花ダムでは流出土砂によって排水ゲートが動かなくなる事故が発生するなど、堆砂対策の推進が喫緊の課題となっている。



堆砂対策は、技術的難易度が高く多額の費用を要することから、国の技術的・財政的支援の拡充が必要である。

3 公園施設の老朽化対策について

都市公園においては、県および県内14市町村において公園施設老朽化対策を含む都市公園の整備を行っているが、必要な財源が不足し、計画的な安全・安心対策が実施できていない状況である。



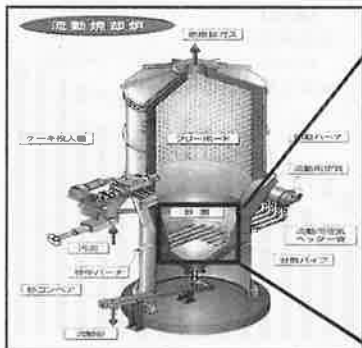
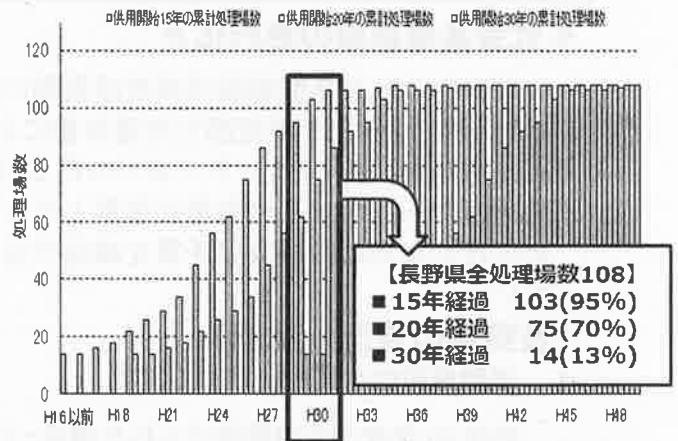
排水ゲート閉塞状況 (H29.8 裾花ダム)



遊具の老朽化状況

4 下水道施設の老朽施設改築更新費の確保について

下水処理場は代替がきかないため、故障時は日常生活や社会活動に重大な影響を与えると共に、河川・湖沼等の公共用水域の水質悪化を招く恐れがある。県内の処理場は108(全国第3位)あり、約7割の処理場が設備の耐用年数を超え老朽化している。施設の改築更新には多大な費用を要することから、国の財政支援が必要不可欠である。



流動焼却炉の炉内剥落状況



下水管の硫化水素による腐食状況

5 砂防・治山施設の老朽化対策について

県内に整備されている砂防、地すべり、急傾斜の施設は19,000、治山施設は25,000を超えている。現在の構造基準に合致しない古い施設は、著しく損傷度合いが高く、適切な維持管理を実施するため、国からの財政的支援が必要となっている。

(県所管部局) 環境部、林務部、建設部



砂防堰堤の基礎洗掘

12 安全・安心な県土づくりについて

【内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、農林水産省、国土交通省、気象庁、財務省】

《提案・要望事項》

- 1 近年多発する局地的豪雨や豪雪、地震等に対応した、道路、河川、砂防、治山、下水道、農地防災などの防災基盤の整備を推進すること。（農林水産省、国土交通省）
- 2 建築物に使用されたアスベストによる健康被害を防ぐため、アスベスト対策に対する国の補助額の増額など、支援制度の拡充・延長を行うこと。（国土交通省）
- 3 地方の意見や実情を十分踏まえ、直轄事業（河川、砂防、地すべり等）を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。さらに、天竜川沿川中流地区における地すべり対策の直轄事業化を図ること。（国土交通省）
- 4 平成 30 年 1 月の草津白根山の噴火を踏まえ、火山観測体制の整備を速やかに行い、噴火の予兆現象の的確な把握・伝達を行うとともに、火山防災力の向上に繋がる火山研究者の育成に取り組むこと。また、火山周辺における携帯電話等の情報伝達手段を確保するため、電源設備の整備を補助対象にするなど、必要な施設・設備の整備に対する技術的・財政的支援を拡充すること。（内閣府、総務省、文部科学省、気象庁）
- 5 浅間山の大規模噴火を想定した火山防災マップ、広域避難計画の策定等の火山防災対策に対し、技術的・財政的支援を行うとともに、他の火山でもハザードマップ作成やシェルター整備、緊急的な土砂災害対策について、技術的・財政的支援を拡充すること。（内閣府・消防庁・国土交通省）
- 6 国の「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業」による燃料の流通在庫備蓄が、平成 31 年度以降も継続されるよう施策を講じるとともに、新たに一般住民を対象とした燃料備蓄を促進するための補助制度を創設すること。（資源エネルギー庁）

《長野県強靱化計画について》

長野県は、災害に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化基本法第 13 条に基づき、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の計画等の指針となる計画として「長野県強靱化計画」を策定し、防災・減災対策を進めている。

- ・第 1 期 平成 28 年度～平成 29 年度（2 か年）
- ・第 2 期 平成 30 年度～平成 34 年度（5 か年）

【長野県内の現況・課題】

- 1 本県は、災害リスクの高い中山間地域を多く抱えているため、ハードとソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を積極的に進めている。

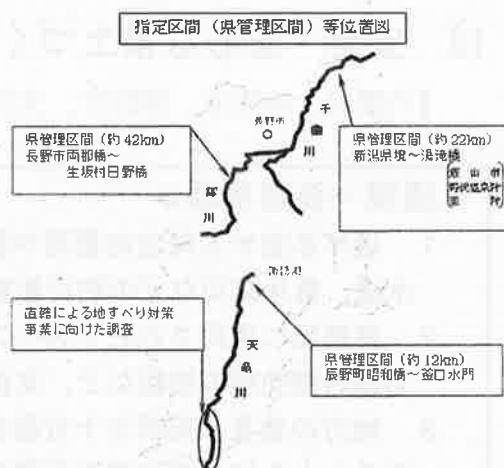
《長野県強靱化計画における重点項目》

- ▶ 地震から命を守る建物の耐震化
- ▶ 土砂災害から命を守る対策

- 2 吹付けアスベストの飛散防止対策を促進するための「住宅・建築物アスベスト改修事業」については、アスベスト除去等の期限が平成 32 年度末までとされている。国による支援の必要性は依然として高い状況にあり、制度の延長が必要である。

3 千曲川・犀川の直轄管理区間に挟まれている県管理区間、並びに治水上重要な釜口水門を含む天竜川上流の県管理区間は、防災上特に重要な区間であり、洪水時の情報提供や水害対応等をより迅速・的確に行う必要がある。このため、直轄管理区間に編入し、国により一元管理されることが望ましい。

また、天竜川沿川中流地区の地すべり発生により広範囲に被害が及ぶ懸念のある規模の大きな箇所に対して、直轄による地すべり対策事業が望まれている。



4 御嶽山の火山災害を受けた活動火山対策特別措置法の改正により、火山災害に対応した警戒避難体制の整備が求められているが、実効的に機能するためには、国による観測体制の充実及び国からの人的・財政的支援が必要である。

(1) 本県独自の火山の観測、研究体制

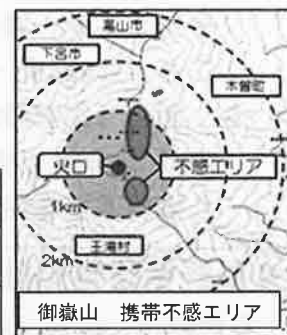
名称	設立年月日	参加機関	連携事項
名古屋大学御嶽山火山研究施設 (木曾町三岳支所に設置)	平成29年7月	名古屋大学、長野県、木曾町、王滝村	長野県としての支援 ・寄附講座 10,000千円 ・ネットワーク環境、研究用電子機器等の整備 1,083千円

⇒上記の観測・研究体制や火山防災協議会が有効に機能・維持されるためには、国による適切な観測体制の構築が前提となる。

(2) 火山周辺の携帯電話不感地域の解消

浅間山について、国庫補助制度の活用に加え、独自の県単補助制度を創設し、携帯電話不感地域解消事業を実施（平成28年度）

補助事業名	区分	事業費(千円)	県補助率
浅間山火山防災対策における携帯電話不感地域解消事業	携帯電話基地局整備	36,000	7/9(国庫2/3を含む。)
	電源設備整備	32,400	1/6(県単独事業)



⇒山岳の地形的特性のため、伝送路や電源の確保、高度な工事により、多額の経費負担を伴う一方、電源ケーブルの敷設は携帯電話に係る国の既存制度の補助対象外となっていること、積雪により工期が限られること等から、国の技術的・財政的支援の拡充が必要

5 平成30年3月に大規模噴火を想定したハザードマップを改訂。財政的支援を実施。

⇒大規模噴火が発生した際には、市町村や県境を越えた広域避難計画等の検討に際し、国の専門家等による技術的助言が必要。

6 内陸部に位置する本県では、大規模災害による燃料供給途絶が懸念されるため、国の災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業との連動事業を平成27年度から30年度まで実施。

⇒平成31年度以降の備蓄の継続のためには、国の支援が不可欠。

また、本県の地理的条件を考慮すれば、中核SS・小口燃料配送拠点だけでなく、一般住民を対象とした備蓄の拡充が必要。

(県所管部局) 危機管理部、企画振興部、観光部、農政部、林務部、建設部

13 社会保障制度の充実について

【厚生労働省】

《提案・要望事項》

1 社会保障制度の充実

(1) 国民健康保険制度について

今後の医療費の伸び等に対応した持続可能な制度となるよう、国民健康保険の財政基盤強化として国定率負担の引上げを行うとともに、子育て世帯や低所得者に対する保険料の軽減措置の導入など、国の責任において更なる財政措置を講じること。

(2) 介護保険制度について

介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、国費負担の拡充や低所得者の負担軽減対策の充実など、必要な改善を図ること。

2 医療・介護提供体制の充実

(1) 医師の確保について

- ・ 医師偏在対策の検討が進められているが、都道府県における医療事情はそれぞれ異なるため、全国一律の基準とすることなく、都道府県への適切な情報提供・意見聴取の実施により、地域の実情等を踏まえた実効性のあるものとするよう努めること。
- ・ 臨床研修病院の指定、定員設定の権限移譲に当たっては、各都道府県で差異が生じないように、国において統一的な基準を整備すること。
- ・ 深刻な産科医不足の解消に向け、産婦人科医の勤務環境改善に向けた支援の一層の充実、医療保障制度の拡大、女性産婦人科医のライフステージに応じた保育制度や再就業支援の拡充、臨床研修において産婦人科を必修科目とする見直し等を行うこと

(2) 介護サービスについて

介護職員の安定的な確保・定着を図る「介護職員処遇改善加算」の対象職種の拡大や額の引上げ、中山間地域等にサービスを提供する事業者への支援など、事業者が安定的に事業運営できるよう、制度の改善や拡充を行うこと。

《安心できる持続可能な医療・介護の構築》

誰もが安心して適切な医療・介護サービスを受けられる地域づくりを進めるため、ニーズに応える医療の提供、医療従事者の育成・確保、地域包括ケア体制の確立に取り組む。

【長野県内の現況、課題】

1 国民健康保険制度について

(1) 今後も医療費は伸び続ける見込み。比較的所得者が多い国民健康保険の加入者に対して、医療費の増加に応じた保険料の負担を求めることはますます困難となる。

(2) 国民健康保険の保険料（均等割部分）は、被用者保険と異なり、子どもなど人数が多いほど保険料が上がる仕組みになっている。

(3) 保険料（均等割部分）の軽減措置を受けている世帯の割合は年々増加。低所得者等への更なる支援として軽減基準額の引上げや軽減割合の拡大が必要。



【医療費に対する負担内訳】

医療費総額				
保険者負担分				自己負担分 2割～3割 (年齢により異なる)
保険料(均)	国庫負担金	県負担	自己負担分	
50%	療養給付費等負担金 (定率国庫負担金) 32%	調理交付金 9%	県調理交付金 9%	

【軽減措置の対象範囲等】

軽減割合	対象者の所得要件[軽減基準額] (平成29年度)
7割	33万円以下
5割	33万円+27万円×被保険者数 以下
2割	33万円+49万円×被保険者数 以下

14 循環型社会形成推進交付金の予算確保について

【環境省、財務省】

《提案・要望事項》

循環型社会形成推進交付金について、事業者の要望額どおり交付できるよう確実な予算措置を講じること。

また、全ての施設の用地費及び撤去費並びに周辺環境整備に要する経費を交付対象とするよう本交付金による支援範囲を拡充すること。

《いのちを守り育む県づくり》

総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン2.0）では、自らの健康と豊かな自然環境を守り、安心できる暮らしを次世代に継承していく「いのちを守り育む県づくり」を目指す。

この中で、環境負荷の少ない社会づくりを推進するため、ごみの減量化や発生抑制を促進するとともに、多様な主体が広域的に連携し、廃棄物を適正な規模の圏域で資源として循環させる地域循環圏の形成に取り組む。

【長野県内の現況・課題】

- 1 平成29、30年度において十分な予算措置が行われたところであるが、当初予算において十分な予算確保が認められない場合には、事業運営に重大な支障を来すおそれがある。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法による規制強化を受けて、平成10年度から平成14年度の間にはダイオキシン対策として整備・改良した焼却施設等が老朽化しており、更新需要のピークはまだ数年は続く想定されている。
本県でも、引き続き多額の事業費が見込まれることから、確実な交付金の確保が必要である。
- 3 また、現行制度では交付金の対象外となっている施設の用地費（一部は対象）及び撤去費並びに地域の周辺環境整備に要する経費は、施設整備にあたって必要な費用であるため、これらの経費を交付対象として拡充することが求められる。

【参考】

1 循環型社会形成推進交付金制度の概要

- (1) 実施主体
市町村等
- (2) 主な交付対象事業
 - ア マテリアルリサイクル推進施設（灰溶融施設、ストックヤードなど）
 - イ エネルギー回収推進施設（焼却施設、メタンガス化施設など）
 - ウ 高効率ごみ発電施設（焼却施設）
※エネルギー回収推進施設よりも発電効率が高い焼却施設
 - エ 最終処分場整備事業及び最終処分場再生事業
- (3) 補助率
国1/3
(高効率ごみ発電施設、基幹的設備改良事業において排出されるCO₂の量が20%以上削減される場合などは1/2)

2 交付金内示額及び要望状況について

(単位：千円、%)

事業主体名	交付対象事業 ※H31以降実施予定のものを含む	本体 着工 年度	H30当初 要望額	H30内示額	H30内示額		内示率	H31～H35 必要額 (H29.10 現在)
					H30当初 (H30.3.30)	H29本省繰越 (H30.4.2)		
佐久市・北佐久郡 環境施設組合	施設整備に関する計画支援事業 焼却施設(発電)	H29	458,728	455,293	4,165	451,128	99.25%	2,589,464
上田地域広域連合	施設整備に関する計画支援事業 リサイクルセンター 焼却施設(熱回収) 最終処分場	H33	6,612	6,447	6,447	-	97.50%	1,947,497
湖周行政事務組合	施設整備に関する計画支援事業 最終処分場	H30	52,838	51,517	51,517	-	97.50%	635,079
諏訪南行政事務組 合	施設整備に関する計画支援事業 リサイクルセンター 最終処分場	H30	0	-	-	-	-	1,050,665
上伊那広域連合	焼却施設(発電) ストックヤード	H28	1,406,296	1,406,268	1,086	1,405,182	100.00%	12,283
高森町	最終処分場	H30	15,731	15,338	15,338	-	97.50%	0
阿智村	施設整備に関する計画支援事業 最終処分場	H31	0	-	-	-	-	119,877
木曾広域連合	施設整備に関する計画支援事業 ストックヤード	H28	0	-	-	-	-	146,492
松塩地区広域施設 組合	廃棄物運搬中継施設	H26	5,471	5,431	-	5,431	99.27%	0
穂高広域施設組合	焼却施設(発電・熱回収) 破砕施設	H30	5,436	5,300	5,300	-	97.50%	2,841,173
北アルプス広域連 合	施設整備に関する計画支援事業 ストックヤード リサイクルプラザ	H28	0	-	-	-	-	193,100
長野広域連合	施設整備に関する計画支援事業 焼却施設(発電)×2 最終処分場	H28	1,151,999	1,150,510	94,994	1,055,516	99.87%	3,780,002
長野市	施設整備に関する計画支援事業 ストックヤード	H30	5,346	5,346	5,346	-	100.00%	595,640
合 計			3,108,457	3,101,450	184,193	2,917,257	99.77%	13,911,272

3 循環型社会形成推進交付金等予算額(国)の推移について

(単位：百万円)

交付金名称	H28			H29			H30
	当 初	補 正	合 計	当 初	補 正	合 計	当 初
循環型社会形成推進交付金	28,000	44,900	72,900	26,500	45,290	71,790	26,725
廃棄物処理施設整備交付金	3,500		3,500	3,000		3,000	3,115
二酸化炭素排出抑制対策事業 費交付金(先進的設備導入推 進事業)	19,740		19,740	21,740		21,740	25,740
合 計	51,240	44,900	96,140	51,240	45,290	96,530	55,580

(県所管部局) 環境部

15 子ども・若者が夢を持てる社会づくりについて

【内閣府、厚生労働省】

《提案・要望事項》

結婚支援の強化、保育・幼児教育の質の向上、貧困対策の充実について

- 1 地域における結婚支援の質の向上を図るため、地域少子化対策重点推進事業交付金の結婚支援センター運営費等に対する支援を継続・拡充するとともに、市町村の活用が進むよう、補助対象や補助率を拡充すること。（内閣府）
- 2 一日の大半を自然の中で教育・保育活動を行う自然保育を普及させるため、自然保育に係る新たな施設区分の認定基準を設けること。（内閣府）
- 3 幼児教育・保育の重要性に鑑み、地方自治体の取組だけでは限界がある保育士の配置について、その基準を見直すとともに、給与等の更なる処遇改善を図り、そのために必要な財源措置を行うこと。（内閣府、厚生労働省）
- 4 地域の子どもに対し学習支援や食事提供等を行う居場所を提供する場合、その経費の一部を補助する制度を創設すること。（内閣府）

《長野県の子ども・若者の未来を応援する取組》

子どもを産み、育てやすい環境づくり	置かれた環境にかかわらず自分の未来を切り拓ける社会づくり	子どもたちの生き抜く力を育む
(主な取組) ○長野県婚活支援センターによる全県的な結婚支援の充実 ○「ながの結婚マッチングシステム」による広域的な出会いの機会提供 ○保育士人材バンクによる保育士確保	(主な取組) ○就学援助制度の改善や学用品のリユース促進など切れ目ない教育費負担の軽減 ○貧困家庭の子どもを対象に、学習支援、食事提供等を行う「信州こどもカフェ」設置の促進	(主な取組) ○豊かな自然環境や地域資源を活用した「信州やまほいく（信州型自然保育）」の推進 ○生き抜く力を育む幼児教育の推進のため幼児教育支援センターの設置を検討

【長野県内の現況、課題】

1 地域少子化対策重点推進事業交付金の課題

① 国は結婚支援センター運営費等補助を見直し（H31年度～）

- ・設置後3年経過したものは補助対象外となり、本県と5市町村は31年度から該当。
- ・地方で成婚数を確実に増加させるには公的結婚相談所の強化が必要。
- ・本県のセンターは、直接のお相手紹介をせず、市町村を中心に商工団体・企業等の参画と連携を促し、地域の結婚支援力の強化や社会気運醸成等を行うための拠点。

○これまでの成果（県と市町村の結婚支援事業による婚姻件数）

	H24	H25	H26	H27	H28
県・市町村計	114	145	180	225	233

⇒ 施策効果をより確かなものとするためには継続的な取組が必要であり、結婚支援センターを中心とした地域の実情を踏まえた結婚支援力の強化が特に重要。

② 補助対象が毎年変更されるとともに採択要件が厳しく、補助率も縮小

- ・補助率が高い29年度補正は、結婚支援より子育て支援に重点化されバランスを欠く。

・また、企業や大学等の自主的な取組に自治体が支援する場合を前提としているが、企業等の気運が高まっておらず、活用にはハードルが高い。

⇒ 市町村を中心に企業等と連携した結婚支援の取組を促進するため、国は社会で結婚を応援する機運の醸成に取り組みとともに、市町村の主体的な取組への支援が必要。

○「地域少子化対策重点推進交付金」の補助率と採択状況

区分	H28		H29		H30	
	27 補正	28 当初	28 補正	29 当初	29 補正	30 当初
補助率	10/10・3/4	1/2	10/10・3/4	1/2	2/3	1/2
活用市町村	13 市町村 18 事業 5,490 万 6 千円		10 市町村 13 事業 1,494 万 6 千円		9 市町村 10 事業 1,093 万 9 千円	

2 自然を生かした保育・幼児教育の普及・拡大

長野県は、信州やまほいく認定制度を創設し、施設への定期監査や研修会の開催、人件費に対する県独自の助成により自然を生かした保育・幼児教育を振興しているが、週平均 15 時間以上を屋外で過ごす森のようちえん等の認定外保育施設は園舎を必要としないため、認定こども園や幼稚園等の施設基準を満たせず、処遇改善が進まない。

⇒自然保育の実情を踏まえ、自然保育を対象とする認定基準の新設が必要。

3 保育の質確保の課題

長野県では、県・市町村が協働し、国の事業も活用しながら保育の質確保のため、様々な対策を実施。

⇒一方で、自治体の対策だけでは限界があり抜本的な処遇改善が必要。

保育士給与は平成 29 年度には技能・経験に着目した加算等により月額 6 千円から 4 万円程度改善がされたが、平成 30 年度は人事院勧告の反映分の改善のみ。

⇒保育士給与は未だ低額であり、保育の質を確保するため更なる改善が必要。

男女全職種の平均で 月額約 10 万円の差	区分	保育士平均給与	⇔	全職種平均給与
	女性	月額約 23 万円		月額約 26 万円
	男女計	月額約 23 万円		月額約 33 万円

平成 29 年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）より

⇒また、発達障がい児・食物アレルギー等に対応するための加配を含め、77 市町村中 58 市町村が独自に保育士の加配措置を実施している。

国の職員配置基準 乳児 3 : 1
1～2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1

※OECD 報告書 (Starting Strong III) : 「幼児教育・保育は様々な恩恵をもたらす得るが、どの程度の恩恵をもたらすかはその質如何である。」

4 子どもの貧困対策

休日や夜間に子どもだけで過ごす家庭があることから、各地域において対象を限定せずに子どもに居場所を提供し、食事提供や学習支援を行う機運が高まっているが、安定的な運営費（人件費、食材購入費、会場費）の確保が立上げの課題となっている。

信州こどもカフェの広がり：2 か所 (H28) ⇒ 14 か所 (H30.1)

信州こどもカフェ：貧困家庭の子どもを対象に、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース等複数の機能を持ち、家庭機能を補完する子どもの居場所